

新生「会社法」で会社の計算 はどう変わる？

制度調査部
横山 淳

会社法制現代化要綱より - 5

【要約】

平成17年に制定される予定の「会社法」では、資本金や準備金など会社の計算についてもいくつかの改正が予定されている。

主なものを挙げると「法律上、利益準備金と資本準備金とは、単に『準備金』として整理する」、「法定準備金の減少額の上限規制撤廃」、「法律上、『利益処分・損失処理案』はなくなり、別の手続に吸収される」などである。

ここでは、Q & A形式で、簡単な解説をする。

【目次】

- Q1 2005年に制定される「会社法」では、「利益準備金」と「資本準備金」の区分がなくなるといのは本当か？
- Q2 法定準備金を取り崩すときの限度額規制はどうなるのか？
- Q3 「要綱」では減資を行う場合の資本金の減少額にも規制を設けないとのことだが、減資の手続さえ行えば、「資本金ゼロ円」の会社にしてもよいということか？
- Q4 減資手続は、普通決議でできるようになるのか？
- Q5 会社の計算書類から「利益処分案（損失処理案）」はなくなるのか？
- Q6 「役員賞与」は利益処分によって行うことはできなくなるのか？
- Q7 決算公告は今後も全ての株式会社に求められるのか？

はじめに

今年の通常国会に、現在の商法等を大幅に改正する「会社法（仮称）」の法案が提出される予定である。

まだ法案は公表されていないが、すでにその大枠が決まっている。2004年12月8日に法務省の法制審議会「会社法（現代化関係）部会」で決定した、「会社法制の現代化に関する要綱案」（以下、「**要綱案**」）¹及び2005年2月9日に法務省の法制審議会総会で決定された「会社法制の現代化に関する要綱」（以下、「**要綱**」）²がそれである。

本稿では「要綱」のうち「会社の計算」に関する部分について、制度調査部に寄せられた質問

¹ 「要綱案」全体の概要については、堀内勇世・横山淳「会社法の概要決まる～平成17年商法改正について～」(2004年12月9日 DIR 制度調査部情報)を参照。

² なお、「要綱」と「要綱案」には若干の違いはあるものの、ほとんど内容は同一である。

などを基にQ & A形式で解説を行う。

Q 1 2005 年に制定される「会社法」では、「利益準備金」と「資本準備金」の区分がなくなるといのは本当か？

A 1 法律上、「利益準備金」と「資本準備金」の区分はなくなる予定である。
ただし、法務省令（商法施行規則）レベルで、両者の区分が求められる可能性はある。

「要綱」では、「利益準備金と資本準備金とは、単に「準備金」として整理する」こととしている（第6計算関係 5(3)（注））。つまり、「会社法」上は、「利益準備金」と「資本準備金」の区分はなくなる予定である。

しかし、同時に「要綱」は、準備金の積立について「すべてを法律において限定列挙することせず、省令に委任するものとする」（第6計算関係 5(3)）とした上で、次のような現行の利益準備金の積立に相当するルールを設けるものとしている（第6計算関係 5(3)（注））。

現行の利益準備金の積立てに関しては、分配した剰余金の額の10分の1に相当する額又は資本金の額を4で除した額から準備金の額を控除した額のいずれか少ない額を積み立てるべきものとし、積立てに充てる原資は、分配する剰余金の原資の区分によるものとする。

（注）下線は筆者による。

つまり、法律レベルでは、利益準備金と資本準備金の区分はなくなるとしても、法務省令（商法施行規則）レベルで、積立の原資に応じて「利益性のもの」と「資本性のもの」に区分することが求められる可能性は残っている³。

Q 2 法定準備金を取り崩すときの限度額規制はどうなるのか？

A 2 限度額規制は撤廃される。

2001年の商法改正により、法定準備金の減少手続が整備され、欠損補填や資本組入れ以外の目的でも法定準備金を取り崩すことができるようになった。

ただ、現行商法では、無制限に法定準備金を取り崩すことは認められず、取り崩した後の法定準備金（資本準備金と利益準備金の合計額）が、資本金の1/4を下回るような取崩しを行うことは認められない（商法289）。

「要綱」では、「株式会社の成立後に減少することができる資本金・準備金の額については、制限を設けない」（第6計算関係 5(2)）として、法定準備金の取崩しに関する限度額規制を撤廃することを予定している。

³ 弥永真生（筑波大学教授）「こんなに変わる！「要綱案」の要点詳解」（旬刊経理情報No.1071、2005年1月1日号）p.32。

これは、現行の規制の下では、既に法定準備金の額が資本金の 1 / 4 以下となっている会社の場合、先に資本金を取り崩してからでなければ、法定準備金を取り崩せないという問題が生じているため、と説明されている。

Q 3 「要綱」では減資を行う場合の資本金の減少額にも規制を設けないとのことだが、減資の手続さえ行えば、「資本金ゼロ円」の会社にしてもよいということか？

A 3 「要綱」では明らかにされてない。

企業の再生支援のため、「100%減資」を行った上で速やかに増資を行うようなケースはともかく、恒常的に「資本金ゼロ円」の会社については否定的な見解が有力なようだ。

「要綱」では、設立時の最低資本金規制を撤廃している（第 2 設立等関係 1(1)）。同時に設立後の会社についても「減少することができる資本金・準備金の額については、制限を設けない」（第 6 計算関係 5(2)）として、資本金を取り崩すことのできる限度を設けないものとしている。

その結果、「資本金ゼロ円」の会社を設立し、あるいは、減資によって「資本金ゼロ円」の会社とすることができるのか、という問題が生じる。

「資本金ゼロ円」の会社の可否については、「要綱」では明らかにされていない。

ただ、企業の再生支援のため、「100%減資」を行った上で速やかに増資を行うようなケースはともかく、恒常的に「資本金ゼロ円」となる会社を作ることについては否定的な見解が有力なようである⁴。

Q 4 減資手続は、普通決議でできるようになるのか？

A 4 「要綱」でも、原則として、減資は特別決議が必要である。

ただし、定時総会における減資手続であり、減少後なお分配可能な剰余金が生じない場合には、普通決議で減資ができるようになる。

「要綱」に基づく「会社法」においても、減資（資本金の減少）には株主総会の特別決議が必要とされる。

ただし、次の 2 つの条件を満たす場合は、株主総会の普通決議で減資を行うことが可能となる（第 6 計算関係 5(1)）。

定時総会における減資手続である。

資本金の減少後なお分配可能な剰余金が生じない。

⁴ 弥永真生（筑波大学教授）・松井秀樹（弁護士）・武井一浩（弁護士）「ゼミナール会社法現代化」（商事法務、2004 年 3 月 27 日）pp.16-18 など。

前記 の「分配可能な剰余金が生じない」とは、例えば、減少した資本金を全て欠損の填補に充当するようなケースが考えられるだろう。

Q 5 会社の計算書類から「利益処分案（損失処理案）」はなくなるのか？

A 5 「会社法」上は、「利益処分案（損失処理案）」に関する規定はなくなる。

「要綱」に基づく新「会社法」では、会社が作成すべき計算書類は次のように整理される（第6計算関係 6(3)）。

貸借対照表
 損益計算書
 営業報告書
 附属明細書
 株主持分計算書

つまり、現行法における計算書類から「利益処分案（損失処理案）」が削除され、代わって「株主持分計算書」が新たに加えられることとなる。

従来、「利益処分案（損失処理案）」によって処理されていた手続は、下記の手続に吸収されることとなる（第6計算関係 6(3)（注1））

手続	内容	原則的な承認手続
剰余金分配手続 （第6計算関係 4(1)）	配当など	原則、株主総会の決議（注1） 一定の場合については定款で取締役会に授権可能。
資本の部の計数変動手続 （第6計算関係 5(1)）	利益の準備金計上など	原則、株主総会の決議（注2） 一定の場合については定款で取締役会に授権可能。
役員賞与 （第6計算関係 6(4)）	役員賞与	株主総会の決議

（注1）現物配当などについては特別決議が必要とされる。

（注2）一定の減資手続などについては特別決議が必要とされる。

Q 6 「役員賞与」は利益処分によって行うことはできなくなるのか？

A 6 「会社法」上、そもそも「利益処分案（損失処理案）」に関する規定がなくなる。その意味では、従来の「利益処分案」による「役員賞与」はできなくなる。

代わって、「要綱」では、「役員賞与」について、会計処理の在り方にかかわらず、株主総会の決議により定めるものとしている。

前出Q & A 5の通り、「要綱」では「会社法」上、「利益処分案（損失処理案）」に関する規定はなくなる事となる。その意味では、従来の「利益処分案」の中で「役員賞与」を決定することはできなくなる⁵。

代わって、「要綱」では「役員賞与」の手続を次のように規定している(第6計算関係 6(4))。

いわゆる「役員賞与」その他の取締役等に対して与える財産上の利益については、会計処理の在り方にかかわらず、株主総会の決議により定めるものとする。

(注) 下線は筆者による。

Q 7 決算公告は今後も全ての株式会社に求められるのか？

A 7 原則として、全ての株式会社に求められる。

ただし、有価証券報告書の提出会社であって、EDINET 等で有価証券報告書が公開されている会社については決算公告が免除される。

「要綱」では、「株式会社は、その規模及び選択した機関設計の在り方にかかわらず、決算公告をしなければならない」としている(第6計算関係 6(5))。つまり、現行制度の下での有限会社に相当するような規模の小さい株式会社についても決算公告が義務付けられることとなる。

ただし、例外として、有価証券報告書の提出会社であって、電子開示システム EDINET 等で有価証券報告書が公開されている会社については決算公告が免除される(第6計算関係 6(5) (注2))。

これらの会社については詳細な財務情報がインターネットを通じて誰にでもアクセス可能な状態になっている。そのため、商法上の決算公告義務を免除しても問題がないと判断されたものと考えられる。

なお、会社法現代化の議論の中で、「決算公告が今後も全ての株式会社に義務付けられるか？」が問題となったのは、むしろ中小企業についてであった。現在、極めて多くの中小企業が決算公告義務を遵守していないという実態が指摘されている。その結果、「決算公告義務」(商法 283)は、事実上、最も違反者が多い(現行)商法の規定であるとも言われている。

前述のように、「要綱」では、最終的には、従来、決算公告義務が課されていなかった現行の有限会社に相当するケースも含めて、全ての「株式会社」に決算公告の義務付けられることとなった。また、インターネットを利用した電子公告の導入や、法務省による電子公告リンク集サイト (<http://e-koukoku.moj.go.jp/>) などの環境整備も進められている。ただ、現実的には、法の運用が急激に変更されるとは考えにくいように思われる。

⁵ なお、委員会等設置会社については、現行法でも利益処分による役員賞与が禁止されている(商法特例法 21 の 31)。